

# 日本語における伝聞情報の言語化

—概言形式をとらない場合—

伊藤 丈志

## 要約

従来、伝聞によって得られた情報は伝聞であることを明示する概言（引用）形式を付随させることが当然視され、概言形式なしで伝聞情報が伝えられる可能性についてはほとんど議論されてこなかった。しかしながら、現実の談話においては、概言形式なしで伝聞情報が伝えられている例は多数存在する。本稿では、伝聞情報が概言形式のない断定形式でいかなる状況下において伝達可能であるのかを語用論的に分析したものである。特に、伝聞情報が概言形式を必要とする状況、概言形式を必要としない状況を抽出し、その語用論的制約を複数提案した。最後に、概言形式を用いないで伝聞情報を提示するという言語活動の対人関係的制約を考察し、こうした言語表現法を有する日本語の類型論的位置づけを議論した。

キーワード：伝聞情報、evidentiality（証拠性）、概言形式、断定形式

## 1. はじめに

伝聞によって得られた情報は（1）のように「らしい」、「そうだ」、「って」等の伝聞によって得られたことを表す言語形式（概言形式）によって表されるのが普通であるが、限られた特定の状況下では（2）のようにそれら概言形式なしでも表されることがある。

（1）フィーゴが浦和レッズに移籍するらしいよ／そうだよ／んだって。

（2）太郎が3時に来るよ。

従来の引用論では伝聞によって得られた情報がどのような言語形式によって表され、その選択はいかなる原理によって司られているのかのみが中心の問題となっていて、（2）のような概言形式なしに伝聞情報を言語化する可能性は殆ど触れられてこなかった。しかし、伝聞によって得られた情報に対する話し手の関わり方にはどのようなものが考えられるのかというような問題設定をした場合、つまり、伝聞情報の言語化ということを議論の中心においた場合、伝聞情報が概言形式なしに提示される時の語用論的言語制約を考察することは無視することのできない課題であり、非常に重要である。本稿では、このように伝聞情報が概言形式なしに提示されるのはいかなる場合に可能なのかを考察する。

まず、2節において、本稿で扱う「伝聞」とはいかなる現象なのか、いかなる条件が成立したときに「伝聞」といえるのかを確認する。そして、3節にて伝聞情報の言語化についての可能な仮説を3つ挙げ、それらの問題点を指摘する。4節では、伝聞情報を内容的に分類し、その概言形式なしの言語提示可能性を考える。5節において、概言形式なしの言語提示を妨げる条件を複数考察する。6節では、4、5節で得られた知見が断定形式（概言形式なしの言語形式）の性質からどのように派生しているのかを議論する。7節では、概言形式なしの言語提示の対人関係論的制約を指摘する。8節では、得られた結論がevidentialityの研究においてどの様な意味を持つのかを検討する。

## 2. 伝聞の成立

「伝聞」とはある人が既に他から伝え聞いた情報を現行する会話場において提示することであり、そこで提示された情報が「伝聞情報」である<sup>1)</sup>。ここで、伝聞情報を提示する人を「伝達者」、受け取る人を「聞き手」、伝達者が得た情報の源（提供者）を「情報源」（「情報提供者」）とすると、以下のような図によって「伝聞」の成立を表すことができる<sup>2)</sup>。

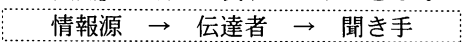


図1

ここで表されているように、伝聞が成立するためには、2つの言語場（面）が必要となる。一つは、伝達者が情報源から伝え聞く場であり、もう一つはその伝達者が聞き手に伝え知らせる場である。前者を「情報獲得場（面）」、後者を「情報伝達場（面）」と呼ぶとすると、「伝聞」とは以下のような2つの言語場面を本質的に内包しているものとして捉えることができる<sup>3)</sup>。

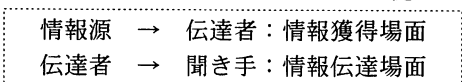


図2

そして、「伝聞」活動が通常の言語活動と大きく異なる点は、前者においては、情報獲得場面において得られた情報が言語情報である点である。つまり、「伝聞」とは情報獲得場面において伝え聞いた情報を情報伝達場面において伝え知らせることであるが、その他の言語活動は情報獲得場面において得られた情報が言語情報ではないという違いがある。

さらに、「伝聞」は情報源の性質によっていくつかに分類することができる。まず、情報源が音声言語であるか書記言語であるかによって分けられ、次に情報源がパーソナルメディアであるかマスメディアであるかによって分けられる。このようにして、情報源の性質によって少なくとも4種類の情報源がありうる。代表的な情報源を含めて図式化すると図3のようになる。

	音声言語	書記言語
パーソナルメディア	A（人）	B（手紙）
マスメディア	C（テレビ、ラジオ）	D（新聞、雑誌）

図3

例えば、以下の（3A）が音声言語である場合、図3のA（人）に相当し、書記言語である場合、B（手紙）に相当する。同様にして、（4A）が音声言語である場合C（テレビ、ラジオ）に、書記言語である場合D（新聞、雑誌）に相当する。

（3）A：山田さんが結婚したよ。

B：山田さんが結婚したって／らしいよ／ようだ／そうだ。

（4）A：サッカー日本代表ワールドカップ出場決定！

B：サッカー日本代表ワールドカップ出場決定らしい／だそうだ／のようだ。

本稿では、情報源を音声言語でパーソナルメディアの場合（図3のA）だけに限定して考える。

## 3. 伝聞情報の言語化についての3つの可能な仮説

情報獲得場面によって得られた情報は、情報伝達場面において、情報源である人物がその場にいなければ、どのように聞き手に伝えられるか（言語提示されるか）は本質的には伝達者の意のままである。伝達者がその情報を自分が体験した情報として聞き手に伝えても、伝聞によって得た情報であることを明示的にして伝えたとしても、聞き手にとっては推論する以外に知る術は通常ない。しかし、言語によっては、伝達者の伝聞情報の言語化に強い制約を課しているものもあ

る。evidentialityといわれる体系を文法組織に組み込んでいる言語がそういう言語に当たる。例えば、Tuyuca語では、情報をどのように入手したかを動詞形態で表さなくてはならず、「彼がサッカーをした」という情報を伝聞によって得た場合には(5)のように"-yigi"という動詞形態によって、直接見たわけではないことを表さなくてはならない(Barnes 1984)。

(5) diiga ape-yigi.

このことは古日本語でも助動詞によって「過去」の情報が伝聞によって得られた情報かどうかを区別する(Shinzato 1991)。

(6) (古日本語)

昔、男ありケリ (cf. 昔、男ありキ)

従って、これらのことを踏まえると以下のような仮説が考えられる。

仮説1：伝聞で得た情報は伝聞形式で言語化されなくてはならない

この仮説によると、現代日本語も純粋なevidentialの体系を持つことになる。実際、伝聞情報しか表さない「そうだ」や、専ら伝聞を表す「らしい」といった助動詞や、「って」といった伝聞であることを表す接続詞が存在することからも支持される<sup>4)</sup>。しかしながら、現実には(2)のように伝聞で得た情報は伝聞であることを表す助動詞、接続詞なしでも表されることもある。

(2) 太郎が3時に来るよ。

つまり、「そうだ」のような助動詞は唯一的に伝聞情報であることを表すが、伝聞情報はこれらの言語形式によって表されるとは限らないことを示している<sup>5)</sup>。従って、仮説1は経験的に不備があるといえる。

次に、伝聞情報が概言形式で表されるかどうかの相違は、話者がどれだけ当該の情報を処理しているかによっているという考え方があがる。つまり、伝聞によって得た情報は話者がそれをどれだけ情報処理をおこなっているかによって扱われ方が異なるのであって、処理が十分でない場合、その情報は話者にとってはまだ心理的に定着していない情報であり、十分に処理された情報は話者にとっては心理的に定着した情報であるとする。そして、概言形式は話者にとって十分定着していない情報であることを表す言語形式であり、概言形式がついてない(すなわち断定形式)は話者にとって心理的に十分定着した情報であることを表す言語形式であると考えるのである。言い換えると、この考えは以下のような仮説を内包しているといえる。

仮説2：伝聞で得た情報も相当量の情報処理を行えば、伝聞形式で言語化されなくてもいい(e.g. Akatsuka (1985), Kamio (1997))

この仮説は、条件節と理由節の交替に適用したAkatsuka (1985)において初めて導入され、Kamio (1997)によって文の概言形式と断定形式との交替に発展されたものである。この仮説は、evidentialの現象を情報処理的観点から説明しようとする試みとして大変興味深く、またたいへん影響力を持っているものでもある。この仮説については次節にて詳細に検証する。

伝聞情報の言語化を仮説2が人間の無意識的な認知活動の反映と考えるのに対して、これを人間の能動的な認知活動の反映と考える立場もある。これは、伝聞情報を話者が信じるかどうかという話者の意識的な認知的営みこそが概言形式で表されるかどうかという問題に本質的なことであると考えられるものであり、以下のような主張を内包している。

仮説3：伝聞で得た情報も信じてしまえば伝聞形式で言語化されなくてもいい

(e.g. 益岡1992, 1994)

この考えを内包した益岡(1992, 1994)は、概言形式の使用可能性は仮説3のような認識論的観点と、丁寧さの現象に関わる対人関係論的観点とを分けてから分析されなくてはならないことを提案しているものである。本研究では概言形式の認識論的観点として仮説3が妥当であるかどうか

を主に問題にし、対人関係論的側面は7節にていくらか触れることにする。仮説3については3.1.2節で取り上げる。

### 3.1 情報处理的説明

#### 3.1.1. Akatsuka (1985)のtwo-stage theory of information processing

伝聞情報と人間の情報処理過程との関係を論じたAkatsuka (1985)の研究は以下のような認識スケールを提唱している。

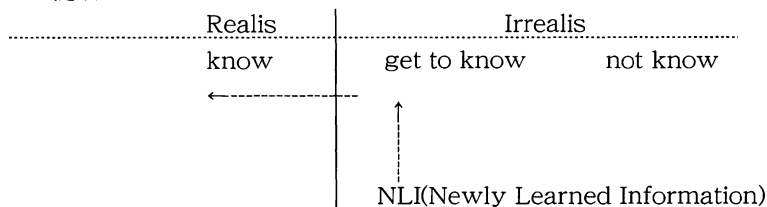


図4

これによると、事実であると思われる情報も、それが全く新たに獲得した情報（NLI:新規獲得情報）である場合には、現実相（realis）ではなく、いったん非現実相（irrealis）に入り、それが十分な情報処理を行われた後に、現実相に入るとことを示している（矢印は情報の処理の過程を表している）。その証拠として、(7)のように新規獲得情報は非現実相を表す条件節によって表され、(8)のようにその情報が十分な情報処理を経た後では現実相を表す理由節によって表されるという事実を鮮やかに説明する。

(7) A: 僕、今度の学会に行くことにしたよ。

B: そう。君が行くのなら、僕も行くよ。

\*行くから

(8) (Xとの会話の後、自分の妻に電話で)

B: Xさんが学会に行くから、僕も行くよ。

\*行くなら

この現象は英語においても同様で、以下のような対照がある。

(9) A: I'm going to the winter LSA.

B: If you are going, I'm going, too.

(10) [(9)のやりとりが終了後すぐに、BがCに向かって]

B: I'm going to the LSA \*if/because A is going.

さらに、驚くべき情報のような明らかに新規獲得情報であるような情報が以下のように、条件節で表されることもこの仮説を支持する。

(11) [入院している友人を訪ねて]

a. こんなに喜んでくれるなら、もっと早く来てあげればよかった。

b. If he's so happy to see me, I should have come earlier.

このようにAkatsukaの主張は一見明快ではあるが、網浜(1990)が指摘しているように以下のような反例が存在する<sup>6)</sup>。

(12) [(7)の会話の後、しばらく別の話をした後、再びAに]

B: さっきの話だけど、君が行くのなら、Cも行くだろうね。

??行くから

(網浜1990:30)

Akatsukaの主張に従えば、(12)のBは(7)で得た情報を十分に情報処理し得たわけで、従って当該情報は理由節によって表されるはずであるにも関わらず、条件節のみが可能である。さらに、(8)の会話が行われた後であっても、(13)のような発言が可能であることもAkatsukaの主張を揺るがすことになる。

(13) [(7)、(8)の会話が行われた次の日、再び、Aに]

B: 昨日の話だけど、君が学会に行くなら、僕も行こうと思うんだ。

??行くから

網浜(1990)が指摘するように、Akatsuka(1985)の分析の最大の問題点は、話し手と聞き手との間の当該情報を巡っての認識上の相違を考慮に入れていない点にある。これまでの例を振り返ると、理由節が使えない(7)、(12)、(13)においては、聞き手はその情報を提供した人物であり、理由節が使える(8)においての聞き手はその情報を全く知らないと想定できる人物である。理由節が使われるか条件節が使われるかは、このように話し手と聞き手との間での情報に対する精通度の違いを考慮に入れて始めて説明できることである<sup>7)</sup>。

### 3.1.2 Kamio(1997)のthree-stage theory of information processing

Kamio(1997)は、Akatsuka(1985)の主張を文末詞の交替の現象に適用したものである。Kamioの研究は情報処理の段階をAkatsukaが主張する2段階ではなく以下のように3段階の認識スケールを仮定することにより、日本語、英語、中国語の情報処理過程による類型論的相違が説明できるという点を主眼としている。

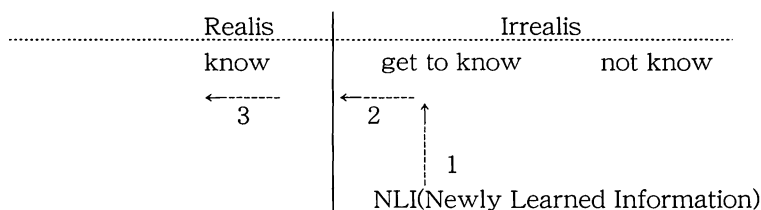


図5

このような情報処理段階を想定することの証拠として、Kamio(1997)は以下のような日本語、英語、中国語の例を挙げている。

(14) プッシュが日本に来るって/そうだ/らしい。

(15) イクリーで大地震があったって/そうだ/らしい。

(16) Bush is going to Japan.

(17) There was a big earthquake in Italy.

(18) Zheci Bushi yao lai.

(Soon Bush will come)

(19) Yidali fasheng le dadizhen.

(In Italy a big earthquake occurred)

伝聞によって新規に得られたばかりの情報は、日本語では(14)、(15)のように概言形式が必要となるが、英語、中国語の対応する例ではそのような言語形式は必要とならない。この相違を説明するためには2段階目の処理の長さを変項としうる3段階の情報処理過程が必要であるという。

しかしながら、既に述べたように日本語においては、伝聞情報は新規に得たものであっても、

概言形式なしに発話されることもある。例えば、(20)におけるX2の発話はKamioの日本語に関する主張の反例となる。

(20) <町で太郎と偶然会って、映画に行くことを聞いたXが、太郎の友人と偶然会う>

X1: やあ、こんなところで何しているの?

友人: 太郎を探しているんだ。

X2: え! 太郎なら映画を見に行っちゃったよ。今なら追いつくと思うから、  
そこの角を曲がって追いかけてごらん。

このような例では、日本語は2段階目の処理に時間がかかるとは主張できないであろう。また、Akatsukaの主張に基づいたKamioの主張には、情報処理の段階が言語形式に反映しているという仮定が含まれている。つまり、概言形式(間接形)から断定形式(直接形)への変化は、話者の情報処理の段階の推移の反映であると考えられている。しかし、このような対応関係が全く想定できないような例も数多く存在する。(21)では、伝聞で得た情報を表している文の文末形式に二重線が引かれている。それぞれの形式に注目すると、伝聞情報はここでは、まず、「って」という概言形式で表され(花子1)、その後すぐに、断定形式で表される(花子2)。そしてその後、再び概言形式で表されている(花子3)。情報処理段階と概言形式から断定形式への変化が対応しているならば、この例では次の二つの事実が問題となる。1つは、(20)同様、情報を得たばかりの花子が花子2で断定形式を使っていることであり、もう一つは、花子が一旦断定形式で表現した情報を花子3において概言形式で表していることである。この二つの事実は、Akatsuka(1985)やKamio(1997)で仮定されている仮説2では、伝聞情報の断定形式による言語化現象は適切に説明できないことを示している。

(21) <花子の友人の太郎から電話があり、今からこちらに遊びに来るといふ。電話を切った後、>

母親: 太郎君、何だって?

花子1: もうすぐこっちに来るって。

<そこに友人次郎が借りていたノートを返しに花子宅を訪ねてくる>

次郎: ノートどうもありがとう。

花子2: もうすぐ太郎がうちに来るから、上がりなよ。

<そこに二階にいた花子の兄が花子に声をかける>

兄: 今の電話、誰から?

花子3: 太郎から。もうすぐうちに来るって。

## 3.2 真偽判断の認識による説明

### 3.2.1 益岡(1992, 1994)

益岡(1992, 1994)は、伝聞情報の断定形式提示の可能性は話者がその情報を信じるかどうかという認識論的側面と、その情報を自分の情報の如く断定していいかどうかという対人関係論的側面に分けて論じなくてはならないと主張している。本節では、益岡の中心的主張を議論の対象とはせず、彼が認識論的側面の制約として提案している主張の妥当性についてのみ議論の対象とする。

益岡は(22)のように伝聞情報を断定形式で発話できるのは、その情報を話し手が真であるということを確認しているからではなく、それを確実なものと認定しているからだとする。というのも、(22)は、話者が実際に弟が借金を返したということを確認していなくても発話できるからである。つまり、情報の真偽を実際に確かめなくても、それが真であると信じさえすれば、その

内容を(22)のように断定形式で表現することができると主張する<sup>8)</sup>。

(22) 弟は借金を返したよ。

(益岡1992: 29)

しかし、(23)のように、たとえ話者が当該情報の内容を信じたとしても断定形式で表すことができないような例が存在する。

(23) A： 外はいい天気だよ。

B1：<sup>?</sup>外はいい天気だよ。

B2： 外はいい天気だって／そうだ／らしい。

Aは実際に外に出て天気が良いことを確認しているのであるから、BにとってはAが提供した情報は十分に信頼できる情報であっても良いはずである。益岡の説を擁護するには、(22)のような「情報は信じることができる」情報であるが、(23)の様な情報は「信じることができない」情報であると恣意的にいうしかない。そうすると、もはや問題は何が信じられる情報であって何が信じられない情報ではないのかということになる。このことは、伝聞で得た情報全てに適用される制約というものを考える前に、まず、伝聞で得られた情報の内どういう情報が断定形式で表すことが可能なかを調べる必要があるということを示唆している。言い換えると、伝聞情報を断定形式で表現できるかどうかという問題は、伝聞で得た情報を全て「伝聞情報」としてひとまとめにして議論するのではなく、伝聞で得た情報のうちどのような情報が断定形式で表現しやすいかということからまず分析が進められていく必要があるということである。このことは、3.1節で見た情報处理的説明についても言えることで、新規に獲得した情報が全て非現実相にはいると主張していることが問題の根源であると思われる。

この点に留意して、(22)と(23)を考察してみると、両者にはいくつかの点で内容的に大きな違いが認められる。まず、(22)は弟に関する弟から得た情報であるが、(23)は情報源であるAから、Aとは本来的に関係のない情報であるという相違がある。つまり、情報源とどういう関係にある伝聞情報かによって断定形式での表現可能性は異なるといえそうである。また、(22)が表す情報は話し手にとってはその事実を確認することは容易ではない。一方、(23)が表す情報は話し手がその気にさえなれば容易にその事実を確認することができるものである。この点も断定形式での表現可能性を考える上で重要であると思われる。これらの点を次節でより詳しく考察することにする。

#### 4. 伝聞情報の内容とその言語形式の分類

前節で見てきたように、伝聞情報がどのような時に断定形式で提示可能なかを考えるには、まず断定形式で提示可能な伝聞情報とそうでない情報を整理しなくてはならない。本節では、伝聞情報とその表現形式を情報源と情報との関係のあり方と、話し手がその情報を容易に確認できるかどうかという見地から伝聞情報を整理し、断定形式の使用条件を考えていく。

##### 4.1 情報提供者に関係のある情報

###### 4.1.1 情報提供者本人の体験

まず(24)のように、情報提供者本人(A)の体験を表した情報から見ていくことにする。この種類の情報は以下のように概言形式での提示(B2)はいうまでもなく、断定形式であっても表現可能である。

(24) A： 俺、昨日動物園へ行ったんだ。

B1： 太郎が昨日動物園へ行ったよ。

B2：太郎が昨日動物園へ行ったそうだ/らしい/んだってよ。  
(25) A：俺、もうレポート書き終えたよ。  
B1：太郎は、もうレポートを書き終えた（終わっている）よ。  
B2：太郎は、もうレポートを書き終えたそうだ/らしい/んだってよ。  
情報提供者本人の体験は（24）、（25）のような過去の体験だけでなく、（26）、（27）のようにこれから成立する体験であっても構わない。

(26) A：これからそっちに行くよ。

B1：次郎が家に来るよ。

B2：次郎が家に来るって。

(27) 森下(=A)「3時40分に、次のゆうづる7号が来る。おれは、切符を買い直して、乗るつもりだよ。ゆうづる7号も、仙台には運転停車だが、頼めば、乗せてくれるだろうからね。君は、どうする？」

:

亀井は、ゆうづる7号に乗るといふ森下を見送らずに、駅の構内を出ると、宮城県警本部まで、人の気配の消えた深夜の道を歩いていった。

:

十津川「ところで、その後、君の友だちから、連絡はないのかね？君と、ゆうづる5号に乗ったあと、青森へ帰ったんだらう？」

亀井(=B)「森下ですか。あの夜、私に付き合ってくれたために、ゆうづる5号に、仙台で乗れなくなってしまって、次のゆうづる7号に、無理に仙台で乗せて貰って、青森へ帰りました。運転停車の場合は、原則として、人間は乗れませんから」

(終着駅殺人事件：295)

#### 4.1.2 情報提供者本人の内的事態（主観表現）

次に、情報提供者本人の思考、感情など内的事態を表す情報の場合を考える。この種類の情報は心理文とか主観表現といわれるものである。これらは、以下のように情報提供者とは他人である伝達者が伝聞情報を断定形式で表すことができない。

(28) A：俺、次郎の考え方は間違っていると思う。

B：<sup>?</sup>太郎は次郎の考え方は間違っていると思うよ。

(29) A：私、青汁が飲みたい。

B：<sup>?</sup>花子は青汁が飲みたいよ。

(30) A：私、あなたと会えなくて淋しい。

B：<sup>?</sup>あいつ、俺と会えなくて淋しいよ。

(31) 家内が夕食をすすめたんだが、9時何分か青森行きに乗りたいからといって、すぐ帰って行ったよ

(終着駅殺人事件：83)

(32) 運送会社がどんなに儲かるか、一生懸命に説明してくれましたわ。今は、トラック五台しか持っていないけど、今年中に、その台数を倍にして見せるって。

(終着駅殺人事件：108)



#### 4.1.3 情報提供者が関与する事柄

情報提供者本人の体験を表す情報は、断定形式による提示が可能であることがわかったが、情報提供者が関与する情報提供者以外の人物の体験や事柄も断定形式による提示は可能である。例えば、(33)、(34)はそれぞれ情報提供者の息子、夫に関する情報であり、(35)、(36)はそれぞれ自分の家、職場の状態に関する情報であり、どれも情報提供者に関わる情報といえるものである。

(33) A：うちの子、今修学旅行に行っています。

B：太郎君、今修学旅行に行っているよ。

(34) <容疑者の家を訪ねて>

妻：主人は旅行に出かけておりますが

刑事：奥さんですか？

妻：はい

刑事：旅行は、どこへ？

妻：いつものように、京都へ出かけましたけど

(京都感情旅行殺人事件：244)

(35) A：花子は僕の家にいるよ。

B：花子は太郎の家にいるよ。

(36) 弘前市内の映画館『弘前会館』にも行って来ましたが、確かに、今日、村上陽子が、城かおるの芸名で、アトラクションに出演していました。

(終着駅殺人事件：190)

ただし、注意すべきは、情報提供者に関わるものであるかは、その情報を受け取る伝達者との関係によって決定されるものである。例えば、(37)の例をみられたい。(37)で問題となっている「空が晴れている」という情報は、情報提供者自身とは本来的には何の関係もない事柄である。しかし、その情報を受け取った東京にいる伝達者にとっては、「沖縄の空」に関する情報は沖縄にいる人に関わる情報と感ぜられるものである。従って、伝達者はこの情報を情報提供者(A)に関わるものとみなし、断定形式で表現することが可能となる<sup>9)10)</sup>。

(37) A：こちらは晴れていますよ。

B1：沖縄は晴れています。

B2：沖縄は晴れているそうです／ようです。

#### 4.1.4 情報提供者から中立的な事柄

情報提供者本人に関する情報やその人と関わりのある情報を伝達者が受け取った場合、情報伝達場面においてそれを断定形式で聞き手に表現できることをこれまで見てきた。対照的に、情報提供者本人とは特別な関係もない情報を伝達者が受け取った場合には、それを情報伝達場面において聞き手に断定形式で表現することは難しい。例えば、(38)は外の天気に関する情報であり、(39)は太郎が図書館にいたという情報、(40)は特定の記事が新聞に載っていたという情報であり、いずれも情報提供者とは特別な関係のない情報である。これらの情報を受け取った伝達者はそれを聞き手に断定形式を用いて表現することは難しい。

(38) A：外はいい天気よ。

B1：<sup>9)</sup>外はいい天気だよ。

B2：外はいい天気だつて／そうだ／らしい。

(=23)

- (39) A：太郎が図書館にいたよ。  
 B1：<sup>?</sup>太郎が図書館にいたよ。  
 B2：太郎が図書館にいたって／らしい／そうだ。
- (40) A：アメリカの新聞にマドンナが来日するっていう記事があったよ。  
 B1：<sup>?</sup>アメリカの新聞にマドンナが来日するっていう記事があったよ。

#### 4.1.5 まとめ

ここまでのことを整理すると、以下のような記述の一般化が可能であるように思われる。

情報提供者本人自身に関する情報、もしくはその人と関係のある情報を伝達者が受け取った場合にのみ、伝達者はそれを情報伝達場面において断定形式で表現することができる。ただし、情報提供者の内的事態を表した情報は除く。

このことは、次のように解釈することができる。つまり、伝聞で得られた情報も情報提供者自身の情報であったり、情報提供者が関係する情報であるならば、伝達者にとってその情報はおそらく事実であろうと認識するに十分なものである。つまり、伝達者は、受け取った情報がそれを提供した本人に関するものであるならば、その人が嘘をついていない限り、そう信じて良いだろうと思うに十分であるということである<sup>11)</sup>。

このことは、さらに、情報提供者の発言が遂行動詞を含んでいる場合、伝達者がその情報を断定形式で表現できるという以下の事実にも繋がると思われる。

- (41) でも、当然、絹子さんとは交際を禁じられてましたし

(三毛猫ホームズの怪談：54)

- (42) 確かにお袋は土地を売るのに反対でした。

(三毛猫ホームズの怪談：81)

遂行動詞とは、それを発すること自体が動詞の表す行為を遂行することになる動詞である。伝聞という観点からすると、遂行的発話を受け取ることは伝聞に他ならない。ある意味では、この情報を伝達者が断定できるというのは、伝達者が直接体験によって得た情報であるからだということもできるが、又ある意味では、伝達者が伝聞によって得た情報もその情報源である人自身に関する情報であることから、伝達者はその情報を断定できるのだと言うこともできる。これらの遂行的発話の例は、断定形式が話者の直接体験に基づいて発話される場合と、伝聞によって発話される場合の中間的用法であるということができる<sup>12)</sup>。

これらを、益岡(1989, 1994)の観点から言うと、情報提供者に関する情報は伝達者にとって信じられる情報であるということになる。また、Akatsuka, Kamioの観点からすると、そのような情報は新規に獲得した情報であってもはじめから現実相に入りうる情報であるということができるかもしれない。

#### 4.2 伝達者の直接確認が容易な情報

前節で見た、情報提供者本人に関する、もしくはその人と関係のある情報であるからといって、必ずしも断定形式提示が可能とはならない場合がある。例えば、(39)の「太郎が図書館にいた」という情報は情報提供者とは本来的に関係のない事柄を表しているから、断定形式が使われないと説明したが、情報提供者が仮に太郎の肉親であっても、伝達者がその事実を容易に確認することができるような状況においては、やはり断定形式で表現することは難しい。同様に、(38)は伝達者が外に出さえすればその真偽が確かめられるような情報である為、それを断定形式で表現することはできないが、(37)のように東京にいる伝達者にとって沖縄の空の状態のような直接

確認することが容易でない情報は、断定形式での表現が可能となる<sup>13)</sup>。

このことは、さらに以下のように普遍的事態を表す情報が断定形式で表現可能であるという事実と関係していると思われる。

(43) A：水は水素と酸素でできています。

B：水は水素と酸素でできているよ。

(44) A：横浜マリノスは日産自動車が支えています。

B：横浜マリノスは日産自動車が支えています。

ここまでのことをまとめると以下のような記述の一般化が得られと思われる。

伝達者が容易に直接確認できることが明らかな場合、伝聞情報を情報伝達場面において断定形式で表現することはできない。

しかしながら、伝達者にとって容易に確認できないような情報であっても、情報提供者と関係がない情報であると、断定形式提示は難しくなる。例えば、(40)のように、ある記事がアメリカの新聞に掲載されていた、というような伝達者にとって直接確認することが容易でない情報でも、情報提供者がそれを読んだという体験を述べているだけの場合には、断定形式での表現は難しいように思われる。しかし、情報提供者が伝達者に頼まれて調べた結果の発言であれば、その情報は情報提供者に関係がある情報であり、断定形式での表現は可能となると思われる。

### 4.3 まとめ

4.1、4.2でわかった事実を整理すると以下ようになる。

	直接確認が難しい情報	直接確認可能な情報
情報提供者と無関係な情報	× (e.g. 40)	× (e.g. 38)
情報提供者と関係のある情報	○ (e.g. 24)	× (e.g. 39)

図6

この表からわかることは、まず伝聞情報が伝達者にとって容易に確認可能な事態を表している場合には、それを断定形式で表現することは不可能である。これは伝聞情報に情報提供者が関わっているかどうかに関係ない。次に、伝聞情報が伝達者にとって確認することが容易ではない場合、それが情報提供者と関係がある情報であるならば、断定形式での表現は可能であるが、情報提供者と関係がない情報ならば不可能である。要するに、伝聞によって得た情報を伝達者が情報伝達場面において断定形式で表現可能なのは、その情報が伝達者にとって直接確認することが難しく、且つその情報が情報提供者に関わりがある場合のみであるということになる。

### 5. 伝聞情報の断定形式提示を困難にする条件

伝聞情報の断定形式提示は、前節で見えてきた条件に抵触するか否かに関わらず、ある一定の条件に当てはまると不可能になったり、難しくなったりすることがある。本節では、断定形式提示を強制的に不可能にしたり、難しくしたりする条件を考察する。

#### 5.1 情報提供者に伝達情報を直接形で表現できない

まず、情報伝達場面において、聞き手が情報提供者である場合、伝達者は伝聞情報を断定することはできない。

(45) A：俺、昨日学校に行ったんだ。

B1：君は昨日学校に行ったんだよね。

B2：?君は昨日学校に行った。

(46) A：太郎君は昨日学校に行ったよ。

B1：<sup>?</sup>太郎君は昨日学校に行ったよ。

B2：太郎君は昨日学校に行ったんだっただよ。

これは、当該の情報を教えてもらい、なおかつ自分より情報に精通している人物に情報を提供すること自体が不自然であることの反映であると思われる。

## 5.2 何が伝達されたのかが問題になるときは直接形で表現しにくい

また、情報伝達場面において、伝達者の聞き手への伝達意図が情報提供そのものではなく、何が伝達されたのかということにある場合、伝聞情報を断定することは難しい。以下の例の点線で示されているように、「電話があつて」や「話をしたのだが」などのフレーズがあると伝達者は断定形式を用いにくくなる。言い換えると、これらのフレーズは現行の発話の意図が、何を伝達されたのかを伝えることにあることを明示化する文脈化合図 (contextualization cue, cf. Gumperz 1982) の役割を担っていると言える。

(47) B1：さつき、太郎くんから電話があつて、3時頃家に来るつて。

B2：<sup>?</sup>さつき、太郎から電話があつて、3時頃家に来るよ。

B3：太郎君が家に来るよ。

(48) 会社の話しでは、重役には一人ずつ車と運転手をつけているというんですが、なぜ3月28日は、車でなく地下鉄に乗ったんですか？

(十津川警部の決断：48)

(49) 女の話もしていましたね。彼は、なかなか水商売の女にもてるんだといってましたよ

(終着駅殺人事件：109)

(50) さつき獣医のところに連れて行ったよ。どうということはないらしい

(三毛猫ホームズの追跡：281)

(51) 地検と相談してみたが、無理だということだった。裁判になってから否定されると、有罪に持っていけないというんだよ。

(十津川警部の決断：51)

ただし、この制約は絶対的なものではなく、断定形式使用を難しくするというだけのものである。その証拠に、稀ではあるが、以下のように「電話してみたんやけど」というフレーズに断定形式が後続している様な例も存在する。

(52) X：ウチ、さつきサっちゃんに電話してみたんやけど、オっちゃん居れへんよ

Y：居れへんて...ほんならオっちゃんサっちゃんとこに行ってるんやないの

X：来たことは来たんやて

(じゃりん子チエ53巻：37)

従って、これらの文脈化合図の中にも、断定形式を妨げる力が相対的に強いものと弱いものがあるといえる。(53)の例を見られたい。

(53) X1：それで、長谷川は、何と言っているんだ？

Y1：今年の二月二十五日に空巣が入って、背広や腕時計、それに残金などが盗まれたというのです

X2：空巣？

Y2：そうです。現金は、銀行から下ろしたばかりの百万円だそうです。

X3：盗難届けは出ているのかね？

Y3：駒沢の派出所に確かめたところ、間違いなく出ています。腕時計はパテックです。それから、自分の名刺も何枚か背広のポケットに入っていたかもしれないと、長谷川取締役はっていました。

(十津川警部の決断：33)

ここでは、X1とY3に文脈化合図のフレーズが存在している。しかし、前者に後続しているY1は概言形式で表現されているが、後者に後続しているY3は断定形式で表現されている。ここで、X1とY3にある文脈化フレーズを比較してみるとX1の「何と言っているんだ？」というフレーズは相手が何を聞いたのか、何が伝えられたのかを告白することを強要しているが、Y3の「確かめたところ」というフレーズは、情報提供者に尋ねたことを含意はするものの、そこで何を聞いたかというよりも、事実はどうであったかということを前景化するものといえる。従って、「確かめたところ」に後続する情報は伝聞情報であっても、断定形式で提示しやすく、「何と言ってるんだ？」に後続する情報は概言形式を必要とするものと説明される。

逆に、何が伝えられたのかということではなく、事実は何であったのかということの方が、現行する談話において重要である場合には、概言形式は必ずしも必要としなくなる。例えば、事実がどのように実現、進行されたのかが現行談話において重要である場合、次の例のように概言形式が現れないことがある。

(54) 交換手は、第一スタジオの副調整室へ電話を回し、そこにいたディレクターに言われて控え室を呼び出そうとしました。ところが、控室の電話は、何者かによって線が切断されており、使用不能となっていました。つながらないので、交換手はもう一度、副調整室を呼び、西山玲子への伝言を頼んで、一度電話を切りました。

(どんなに上手に隠れても：45)

### 5.3 確実とみなせない情報は直接形で表現できない

情報提供者が、情報の蓋然性に不安を持っている場合、すなわち、情報提供者が情報を不確かなものとして提示した場合には、伝達者はそれを断定することは難しい。

(55) A：多分、僕、明日学校に行くよ。

B1：<sup>?</sup>太郎君、明日学校に行くよ。

B2：太郎君、明日学校に行くらしいよ。

これは、情報源である人が情報の真偽に疑問を抱いているのに、それを聞いた人がその情報の真偽に確信を持つことが一般的に不自然であることの反映であると思われる。

### 5.4 情報源の信頼性が低い場合、直接形になりにくい

伝達者にとって情報提供者は信用できない人物である場合もまた、伝達者の情報提示の仕方に影響を与える。

(56) 誠実な子供(=A)：今年の夏休みは宿題がないよ。

B：今年の夏休みは宿題がないんです。

うそつきな子供(=A)：今年の夏休みは宿題がありません。

B：<sup>?</sup>今年の夏休みは宿題がないんです。

### 5.5 伝聞情報が聞き手にとって重要なものでないといけない

情報提供者から得た情報も、情報伝達場面で聞き手にとって重要な情報であると考えられなければ、断定形式による表現はかなり難しくなる。例えば、(57)を見られたい。伝達者は、情報

提供者 (A) から得た情報をBaのようにいきなり断定形式で提示することはかなり難しい。やはり、ここはBa'のように概言形式を用いて表現する方が望ましい。しかし、Bbのように「おい!」、「知ってるか?」、「大変だ!」等の語句を伴うと断定形式での提示はかなり自然になる。これらの語句に共通しているのは、後続する情報が少なくとも話し手、聞き手には重要な情報であることを表しているということである。情報が重要である場合には、それを伝えること自体が重要なことであり、その情報が伝達されたものなのだという事は二の次になってしまう。こういう場合には、概言形式は往々にして省略される。

(57) A: ローリングストーンズが来日するよ。

Ba: ?ローリングストーンズが来日するよ。

Ba': ローリングストーンズが来日するってさ。

Bb: おい!/大変だ!/知ってるか? ローリングストーンズが来日するぞ。

同様に、(58) のように聞き手に事実を正しく認識させようとする場合や、(59) のように聞き手の疑問に答えるというような場合にも断定形式提示が可能になる。

(58) A: 太郎は今日来ないんじゃないかなあ。

B: いや、あいつは今日来るよ。

(59) A: 今日は誰が来るのかなあ?

B: 太郎が来るよ。

すなわち、伝聞情報の断定形式による提示は、その情報が情報伝達場面において聞き手にとって驚くべき情報であったり、重要な情報でなければいけないと言える。

## 5.6 まとめ

本節では、伝聞情報の内容とは関係なく、伝達者の断定形式提示を妨げる要因として以下の要因を指摘した。

- 1 情報提供者に伝聞情報を断定形式で表現できない (5.1)
- 2 何が伝達されたのかが問題になるときは断定形式で表現しにくい (5.2)
- 3 確実とみなせない情報は断定形式で表現できない (5.3)
- 4 情報源の信頼性が低い場合、断定形式で表現しにくい (5.4)
- 5 伝聞情報が聞き手にとって重要なものでなければいけない (5.5)

要因1と2と5は情報伝達場面がいかなる性質のものであるかに関わるものであり、その意味で情報伝達場面における制約とすることができる。一方、要因3、4は情報源が当該の情報の情報源として適切に機能しているかということに関わるものであり、その意味で情報獲得場面における制約とすることができる。このことから、4節での議論も念頭に入れると、伝聞情報の断定形式での提示は次の3種類の制約を受けると言える。

- 1 情報獲得場面における制約 (5.3節、5.4節)
- 2 伝聞情報の内容に関する制約 (4節)
- 3 情報伝達場面における制約 (5.1節、5.2節、5.5節)

これらの制約は、いうまでもなく断定形式で表される情報が伝聞で得られた情報である場合に働くものである。では、これらの制約は伝聞情報以外の情報をも表す断定形式実現の条件とどのように関連しているのだろうか。この点を明らかにするために、次節では断定形式がいかなる条件下において表現されるのかを考えることにする。

## 6. 断定形式の条件

断定形式は、一般的に、(60)のように話者が直接体験した事柄を述べる場合と、(61)のように話者が(論理的)思考を経て断定的判断を表す場合に用いられる。

(60) 昨日、上野動物園に行きました。

(61) 2足す2が4だから、20足す20は40だ。

すなわち、断定形式は以下の二つのどちらかを表す形式であるといえる。

1 話者の直接体験

2 話者の断定的判断

注意すべきは、この両者は選言的關係にあるのであって、どちらかに包含される関係にはない。(60)の「上野動物園に行った」という事柄は、話者の断定的判断によって提出されているものではなく、単に話者の体験を告白しているにすぎない。(61)の「20足す20は40だ」は言うまでもなく、話者の体験の告白ではなく話者の断定的判断による主張である。しかし、選言的だといっても両要因が交錯するような場合もある。(62)の例を見られたい。

(62) 昨日降った雨に濡れて、すっかり風邪をひいてしまいました。

(62)の「すっかり風邪をひいてしまった」という事柄は、話者が自身の体験(鼻水が出る、寒気がする、等)からの断定的判断とも解釈できるし、発話時の話者の身体的状態に至った話者の体験を告白しているとも解釈できるものである<sup>14)</sup>。

しかし、両要因のどちらが適用されて断定形式が用いられているかは、往々にして現行の状況から明白である。例えば、(60)は内容的に話者が直接経験したことが明白であるが、(61)はそのように考えることは不可能である。つまり、断定形式の語用論的解釈には次のような原則が関わっていると思われる。

断定形式は、情報が表している事柄を話者が直接体験したことが明白であるか、そう判断することが妥当であればある程、話者の直接体験の内容を表しているという解釈が強くなる。一方、情報が表している事柄を話者が直接体験している可能性が低いと思われるれば思われる程、話者の断定的判断を表しているという解釈が強くなる。

このことを、これまで見てきた伝聞情報の断定形式で提示する現象に当てはめると、前節で見てきた諸制約の存在理由が明らかになる。つまり、伝聞で得たことが情報伝達場面において明らかである場合、その情報を表した断定形式は話者の直接経験を述べているとは考えられない。唯一の解釈は、話者の断定的判断を表しているという解釈である。そうだとすると、5節で指摘した以下の制約は、話者の断定的判断を表すということには否定的な働きしか持たないことになる。

何を伝達されたのが問題になるときは断定形式で表現しにくい (5.2)

確実とみなせない情報は断定形式で表現できない (5.3)

情報源の信頼性が低い場合、断定形式で表現しにくい (5.4)

つまり、何を伝達されたのが問題になっている場面では、話者がどう判断したかということは問題から原理的に除かれるし、情報源である人物が情報の真偽に不安を持っていたり、情報提供者自身に信頼性が欠ける場合もまた、話者が断定的判断を行うことに障害となる。

次に、断定形式の談話上の制約を考えてみる。いうまでもなく、話者の直接体験や断定的判断を聞き手に提供するという事は、聞き手がその情報をよく知らないということが話し手にとって明白であり、そうすることが当該談話において有意義であると判断した結果であることに他ならない<sup>15)</sup>。従って、聞き手がその情報を話し手より精通していたり、聞き手にそれを伝えることが当該談話で有意義であると考えられないときには、話し手が断定形式でその情報を表現するこ

とは全く機能的でない。このことの反映が5.1（情報提供者に伝聞情報を断定形式で表現できない）や5.5（伝聞情報が聞き手にとって重要なものでなければいけない）で指摘した制約である。

次に、4節で得られた記述的一般化との関連性を考えてみる。4節では、まず情報提供者本人自身に関する情報、もしくはその人と関係のある情報を伝達者が受け取った場合にのみ、伝達者はそれを情報伝達場面において断定形式で表現することができる、ということ述べた。これを断定形式の条件との関連でいうと、次のように言い換えることができる。伝達で得られた情報の内、情報提供者本人自身に関する情報、もしくはその人と関係のある情報は、受け取った伝達者にとっては真であると断定しやすい類の情報である。というのも、そのような情報は一般的に言って、情報提供者が情報提供すること以外に知り得る方法が乏しく、情報提供者からそういった情報を得たこと自体が重要な事実を構成するものであるからである。従って、そのような情報は情報伝達場面における話し手である伝達者にとっては事実であると断定することを容易にする。

第二に、伝達者が容易に直接確認できると想定できるような情報を、伝聞によって得たことが明らかな場合、情報伝達場面において断定形式で表現することはできない、ということ4.2節で指摘した。この事実は、本節で指摘した断定形式の語用論的意味解釈原則からすると当然の帰結である。直接体験していると容易に想定できるような情報を、直接体験していないことが明白な状況下において、断定形式で表現することは断定形式の語用論的意味解釈原則の指定と矛盾する。唯一の解釈は、話者の断定的判断ということになるが、これを可能とするような要因が何一つ存在しない場合、断定形式によって情報を表すことは難しい。例えば、(38)の例に戻ってみる。

- (38) A：外はいい天気よ。
- B1：<sup>?</sup>外はいい天気だよ。
- B2：<sup>?</sup>外はいい天気だって／そうだ／らしい。

伝達者(B)が情報提供者(A)から聞いただけの情報「外はいい天気」は、情報伝達場面において、同じ家にいた聞き手にとってはBが直接体験できうる情報であることは明らかである。従って、聞き手にとってはB1は伝達者(B)が直接体験したことに基づいた発言であると想定し易い。しかし、Bが外出していない（もしくは空を見ていない）こともまた知っている聞き手にとっては、伝達者がB1のように発言することは非常に不自然である。というのも、この状況下で聞き手にとってB1が自然になる唯一の条件は、伝達者が「外はいい天気」という情報を空の状態を直接見ないで断定的に判断したという解釈しかないからである。さらに、情報提供者とは何の関係もない空の状態に関する情報は、伝達者に断定的判断を促進するものではない。

### 6.1 まとめ

断定形式の語用論的解釈は、情報が表す事態を話し手が直接体験したと解釈できるかどうかの程度によって直接体験告白の解釈が断定的判断の解釈に分かれる（図7）。直接体験によって得られた情報ではない伝聞情報を表した断定形式は話者の断定的判断の解釈しかない。断定的判断はそれを妨げる条件(5節)に抵触せず、それを促進する条件(4.1)に適応した場合にのみ自然な断定形式として成立する（図8）。

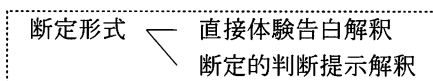


図7：断定形式の語用論的解釈



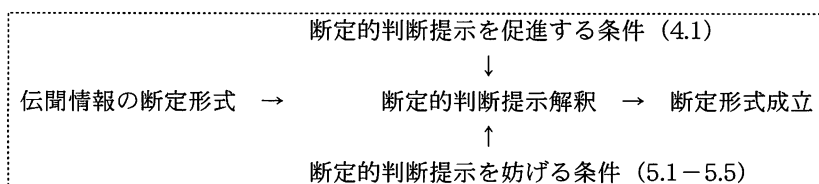


図8：伝聞情報の断定形式提示の成立過程

## 7. 断定形式提示の対人関係論的制約

これまでの議論では、4.1.2節で明らかになった情報提供者本人の内的事態を表す情報を伝達者が断定形式によって表すことができないという事実を除外して考察を進めてきた。これまでの議論からすると、情報提供者本人の内的事態を表す情報は、情報提供者本人の体験を表す情報と同じく、断定形式で表されてもいいはずである。実際、英語では、(63)のように、断定形式で表現することは可能である。

(63) John wants to buy a new car.

しかし、日本語では、4.1.2節で見たように、断定形式での提示は不可能である。

(64) \*花子は青汁が飲みたいよ。

これは、いわゆる「心理文の人称制限」というよく知られた現象である。日本語口語会話では、心理文は1人称主語しか断定形式での提示が許されない<sup>16)</sup>。

(64) a. 僕は嬉しいです。

b. \*君は嬉しいです。

c. \*太郎は嬉しいです。

この事実は、情報が伝聞によって得られたものであるか、自分の観察からの判断であるかで変化するものではないが、伝聞情報だけに問題を限定すると、心理文だけでなく、情報提供者の判断を表した情報は、一般に、伝達者による断定形式による提示ができない。例えば、(65)は「心理文」ではないが、伝達者 (B) は断定形式で伝達する事ができない。

(65) A: 太郎は背が高いよ。

B: \*太郎は背が高いよ。

ただし、これは情報提供者が行った判断を他者である伝達者が引き継ぐことができないということであって、情報提供者が提供した情報を基に話し手が自分の判断で発話する場合には、断定形式は可能である。

(66) A: 太郎は身長1m90cmだから、背が高いよ。

B: 太郎は背が高いよ。

(66) で、Aが「背が高い」という情報を提供したからBが断定形式が可能なのではないことは(65)から明らかである。「太郎が背が高い」ということをBが断定できるのは、「太郎は身長1m90cmだ」という情報をAが提供したからである。

また、他者の判断を伝達者が熟考を重ねた後に、同じ判断に至った場合も断定形式による提示が可能である。

(67) A: 東京に近い内、大地震が起こるよ。

<熟考を重ねた後>

B: 東京に近い内、大地震が起こるよ。

(67) のBで断定形式が可能なのは、伝達者がAの下した判断をその他の情報（「阪神地方で大地震が起こった」等）と総合した結果、自ら判断したからであり、(66)の場合と本質的に同じで

ある。

このように、情報提供者の内的事態をはじめ、断定的判断を表した情報を伝達者は断定形式で表現することはできない。つまり、他者の断定的判断は、引き継ぐことができないのである。つまり、以下のような制約があるように思われる。

他者の判断を無条件に自分のものとしてはならない

ここで「無条件に」としたのは、(66)のように他者の判断を単に引き継いだのではなく、自らが判断した結果、他者の判断と同じ判断を下すことになる場合を排除するためと、(67)のように話者が熟考を重ねた後に、他者の判断を受け入れる場合を排除するためである。

ただし、伝聞によって知った他者の判断も、他者がそのように判断しているという「事実」にはなる故、(68)のように「のだ」の形式や、従属節によって提示することは可能である。

(68) a: 花子は青汁が飲みたいんだ。

b: 花子は青汁が飲みたくて、買うためのお金を貯金している。

このように、伝聞情報の断定形式による提示は、6節まで見たような制約だけでなく、本節で見たような対人関係論的制約にも従わなくてはならない<sup>17)</sup>。

## 8. 展望と結論

本節では、前節までに得られた結論が3節で議論したAkatsuka (1985)、Kamio (1997)、益岡 (1992, 1994) の研究や、モダリティの類型論的研究にどのような示唆を与えることができるかを考察し、本研究の結論とする。

既に、3節でみたように、これまでの研究の最大の問題は、伝聞で得られた情報というのを全て同一に(まとめて)扱っていた点にある。特に、4.1節で見たような断定的判断を促進する条件に適用した例に気付いていなかったように思われる。この点に留意してこれらの研究を再考すると次のようなことが言える。

まず、Akatsuka、Kamioの研究が基礎にしている認識スケールでは、新規に獲得された伝聞情報は全て非現実相に最初に入ることになっていたが、本研究の結果から、伝聞情報の内、断定的判断を促進する条件に合致した情報は最初から現実相に入りえるが、断定的判断を妨げる条件に抵触するような情報は非現実相に入ると言えるかもしれない。つまり、認識スケールは、次のように修正されることになる<sup>18)</sup>。

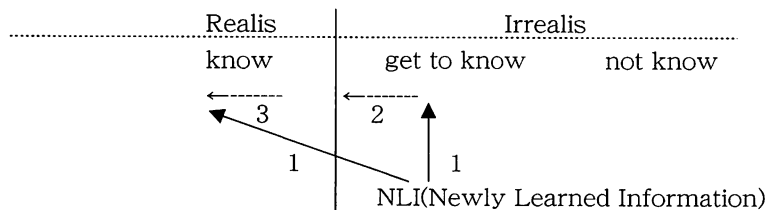


図9

次に、益岡 (1992,1994) では、伝聞情報も信じてしまえば断定形式で表現可能であると主張されていたが、これも何が信じられる情報であるかが指定できなければ漠然とした説明であると言わなければならないという欠点があった。本研究の結論からすると、情報を信じられるかどうかの基準は、情報提供者に関係した情報であるかどうかという断定的判断を促進する条件であることができる。

このように、3節で批判した研究は本研究で得られた知見から修正を施せば、より説明力のある説となりうる。しかしながら、それらの研究の視点は情報処理過程や認識論的問題に固定化さ

れているため、断定形式がもつ様々な語用論的側面を十分に捉えることができず、5節でみたような断定形式提示を妨げる要因を十分に考慮に入れることができないという欠点を引き続き抱えることになる。

次に、モダリティの類型論的研究に対してどのような示唆を与えることができるかを考えてみたい。モダリティに関して詳細な分析を行っているPalmer (1986) はEpistemic modalityを以下のように定義している。

**Epistemic Modality: showing the status of the speaker's understanding or knowledge; this clearly includes both his own judgment and the kind of warrant he has for what he says.**

(Palmer 1986:51)

このように、Palmerはepistemic modalityは話者の判断と発話の根拠の種類之二つを含有したものであると主張している。そして、その二つをどのように文法化しているかによって言語のモダリティ体系の種類ができるという(図10)。これによると、英語は「判断」を文法化した言語であり、evidentialityの体系をもつTuyuca語は発話の根拠の種類を文法化した言語であり、ドイツ語はその両者を文法化した言語であるという。

English: grammaticized judgement  
Tuyuca: grammaticized evidentials  
German: combined the two

図10

このPalmerの類型化に従うと、本研究で扱った日本語の断定形式は直接体験という発話の根拠の一種と断定的判断という「判断」の解釈の二つを持つことから、ドイツ語と同じく、日本語は2つの体系を融合したものであると類型論的に位置づけることが可能であるように思われる<sup>19)</sup>。

#### 注

- 1) 日常的な意味での「伝聞」とは「伝え聞いたこと」であり、いわゆる「又聞き」である。従って、相手のことを直接相手から聞いたことはこの意味では「伝聞」とは言い難い。しかし、本稿ではこういう場合も含めて「伝聞」と言うことにする。ただし、この相違は重要で、後に見るように「又聞き」であるかどうかによって概言形式の使用可能性は大きく異なる。
- 2) 本稿の例文中、情報源(情報提供者)が発した情報を"A"、伝達者が発した情報を"B"と例文前に明記する。
- 3) 砂川(1988)ではこのことを「場の二重性」と呼んでいる。
- 4) 「って」、「と」は厳密には引用形式であり、伝聞情報以外の情報も取り込むことができる。また、「そうだ」には「様態」を表す用法もあるが、本稿ではこの用法は除外する。
- 5) evidentialityの研究は、このように特定の概言形式(evidential)が何を表すかという観点からだけでなく、特定の入手手続きを経た情報がどのように表されるか、もしくは特定の発話の根拠がどのように言語形式に反映されるか、という観点の両方から研究されるべきである。本研究は、後者の観点から日本語におけるevidentialityを分析するものである。前者の観点からの分析の具体例は伊藤(1997)を参照。
- 6) Akatsukaの主張が成り立つように思えるのは特定の種類(「判断の根拠」を表す)の「から」についてのみである。従って、以下のような、主節に対する「制限修飾句」を導く「から」については彼女の主張は成り立たない。

- (i) A: 雨が降ってきたよ。  
B: 雨<sup>?</sup>が降ってきたのなら、ゴルフはやめなさい。  
降ってきたから

(網浜1990:30)

- (ii) A: 私はスキーに行きます。  
B: ski<sup>?</sup>みはスキーに行くのなら、そのスキー帽を買ったのですね。  
行くから

(坂原1990:29)

7) 網浜(1990)では、情報のなわ張り理論からこの現象は説明されるべきだと提案している。しかし、彼も指摘しているように、理由節と条件節との交替は直接形と間接形の交替とは次元を異にしているので、現在の情報のなわ張り理論はこの現象と関連性があるとは言えても説明できると主張するには問題が残る。

8) この主張はいわゆる「心理文」の分析にも非常に大きな意味を持つ。従来、(i)のように他者の心理状態を述べる時には断定形式は用いられないという事実は指摘されてきたが、その説明として言われてきたのは、人の心理状態は本質的に他者からはその真偽が確かめられないというものであった。

- (i) 太郎は淋しい。

つまり、(i)の文が良くないのは、太郎以外に「太郎が淋しい」ということを知り得る人物がないからだと説明される。しかしながら、この主張は(22)のような内容の真偽を確認していなくても断定文が可能な文には適用できないし、(ii)のように内容の真偽を確認することが殆ど不可能な文の容認性も全く説明できない。

- (ii) 豊臣秀吉は朝鮮半島に兵を出兵しました。

9) ここで、「情報提供者に関係する情報」とは、神尾(1990)が提唱するところの「情報のなわ張り」という概念と概ね対応する。しかしながら、後者の概念には、直接体験したものも「情報のなわ張り」に入るが、前者には直接体験した情報は含まれないという違いがある。むしろ、ここでの概念は渡辺(1991)の「わがこと・ひとごと」の概念に近い。

10) ここで主張していることは、以下の(i)と(ii)におけるB1の発話の容認性の違いも説明することができる。すなわち、秘書であるAにとって自分の職務上の情報(自分に関係ある情報)を提供した(i)では、それを受け取ったBは断定形式で発話することができるが、秘書にとっては自分の仕事と関係のない情報を提供した(ii)では、それを受け取ったBは断定形式で表すことは難しい。神尾(1990)では、(i)のBが「直接形」(断定形式)で発話できるのは、問題となる情報がBの「情報のなわ張り」に属するからだとして説明されているが、自分の家族に関する情報を受け取った(ii)では何故直接形提示が難しいのかが説明できないであろう。「伝聞情報」が直接形提示できるかどうかは、伝達者がその情報と関わりを持っているかどうかというよりも、むしろその情報が情報提供者と関係があるかどうかの方が重要であると思われる。

- (i) A: 社長、会議がもうすぐ始まります。  
B1: 会議がもうすぐ始まるから、この辺で失礼します。  
B2: 会議がもうすぐ始まるそうだから、この辺で失礼します。

(cf.神尾 1990)

- (ii) A: 社長、奥様が長い間ロビーでお待ちになっています。  
B1: 女房がロビーで待っているから、ちょっと失礼します。  
B2: 女房がロビーで待っているようだから、ちょっと失礼します。

11) 以下のような発言はこのことを端的に表している。

しかし、女房が病気で寝ていることなどはうっかりとこちらが頭から信用してしまい  
そんなことだった。

(点と線：123)

12) この点については6節にて詳述する。

13) 本節では、4.1.2でみたような情報提供者本人の内的事態に関する情報は取りあえず除外して考える。

14) 一般的に、述語が名詞、形容詞述語である場合にはその文は話者の断定的判断を表している。また、断定形式は次のように対象の描写を表す場合もあるが、本稿では考察から除く。

(i) 私は学生です。

15) この点を、情報のなわ張り理論の見地から考察したものとして伊藤(2003)がある。

16) 心理文における人称制限は、通常(i)のような感情表出文(「情意表出型」：益岡(1991)参照)は除いて考察されている。

(i) a. 嬉しい!

b. 痛い!

このような表現は(ii)、(iii)のように感情移入が可能である場合には可能であるが、一般的に言って、感情を直接表出できるのは表現者自身に限られるため、人称制限があるのはいわば自明である。

(ii) <单身赴任の同僚を慰めながら>

奥さんも大変だろうが、君も寂しいな。

(iii) <あくびを繰り返す子供を寝かしつけながら>

ああ、太郎ちゃんは、眠い、眠い。

(斉藤1992:111)

問題となるのは、話者が観察、その他によって得た(認識)知識を表している(64)のような文(「演述型」：益岡1991)において(特に3人称主語において)人称制限があるということである。

17) 心理文の人称制限の問題については、本稿の目的をはるかに越えるものである。例えば、英語では、断定的判断をしさえすれば、(i)のように他者の心理状態を断定形式で提示できるが、日本語では、全く不可能である。

(i) She wants you all to herself.

(Driving Miss Daisy: 98)

(ii) \*彼女は君を独り占めにしたいよ。

(ii) a. 彼女は君を独り占めにしたいんだよ。

b. 彼女は君を独り占めにしたがっているよ。

この事実は、益岡(1992, 1994)が指摘しているように、認識論説明ではなく、対人関係論的観点からの分析が必要となると思われるが、詳細は稿を改めて論じることとする。

18) 驚きを表す情報は、話者にとっては即座に納得できない、つまり断定的判断ができない情報であると考えられるので非現実相に入り込むのだと思われる。

19) このことは、助動詞「らしい」が話者の判断を表す「推定」を表す用法と他者から聞いた情報を表す「伝聞」の用法の二つを表すことによって確認することができる。また、湯沢(1977)がいうように「様態」を表す「そうだ」と「伝聞」を表す「そうだ」が元々同一であったならば、助動詞「そうだ」もまた「判断」系と"evidential"の両方を融合した言語形式であったということになる。

引用文献

- Akatsuka, Noriko (1985) "Conditionals and epistemic scale". *Language* 61. pp. 625-639.
- Barnes, Janet (1984) "Evidentials in the Tuyuca verb", *International Journal of American Linguistics* 50. pp. 255-271.
- 網浜信之(1990)「条件節と理由節—ナラとカラの対比を中心に」. 『待兼山論叢日本学編』24号, pp. 19-38.
- Gumperz, John (1982) *Discourse strategies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 伊藤丈志(1997)『『らしい』・『ようだ』の基本的意味と談話制約』. *International Journal of Pragmatics* 7, pp. 69-84.
- 伊藤丈志(2003)「談話と情報のなわ張り：肯定応答文の分析から」. 『沖縄大学人文学部紀要』第4号. pp.69-83
- 神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論：言語の機能的分析』. 東京：大修館.
- Kamio, Akio (1997) Evidentiality and some discourse characteristics in Japanese". *Directions in functional linguistics*. ed. by Akio Kamio. Amsterdam: John Benjamins. pp.145-171.
- 益岡隆志(1991)『モダリティの文法』東京：くろしお出版.
- 益岡隆志(1992)「表現の主観性と視点」『日本語学』11-9. pp. 28-34.
- 益岡隆志(1994)「表現の主観性」『名古屋YWCA日本語シンポジウム「視点と言語行動」予稿集』. pp. 1-6.
- Palmer, Frank R. (1986) *Mood and modality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 斉藤令子(1992)「心情述語の語用論的分析—使い分け現象の記述を中心として—」『日本語学』11-6. pp. 110-116.
- 坂原 茂(1990)「談話研究の現在と将来」『月刊言語』19-4. pp. 24-31.
- Shinzato Rumiko. (1991)Where do temporality, evidentiality and epistemicity meet? A comparison of Old Japanese *-ki* and *-keri* with Turkish *-di* and *mis*". 『言語研究』99. pp.25-57.
- 砂川有里子(1988)「引用文における場の二重性について」『日本語学』7-9. pp. 14-29.
- 湯沢幸吉郎(1977)『口語法精説』. 東京：明治書院.
- 渡辺実(1991)『『わがこと・ひとごと』の観点と文法論』『国語学』16集. pp.1-14.

用例の出典

- 赤川次郎 『三毛猫ホームズの怪談』(角川文庫)
- 岡嶋二人 『どんなに上手に隠れても』(講談社文庫)
- 西村京太郎 『終着駅殺人事件』(光文社文庫)
- 西村京太郎 『十津川警部の決断』(光文社文庫)
- 西村京太郎 『京都感情旅行殺人事件』(光文社文庫)
- はるき悦巳 『じゃりン子チエ』(双葉社)
- 松本清張 『点と線』(新潮文庫)
- Alfred Uhry *Driving Miss Daisy* (Screenplay)

## Encoding Hearsay Information in Japanese: A Case without an Evidential

Takeshi ITÔ

### Abstract

It has been believed to be a matter of course that every piece of hearsay information is encoded by a linguistic form with the appropriate evidential (quotation form). Accordingly, possibilities that hearsay information is expressed with an assertion form have rarely been discussed so far. In the actual discourse, however, we can find lots of cases in which hearsay information is encoded without an evidential. This paper analyzes various pragmatic factors which make such cases possible or impossible. In so doing, interpersonal constraints concerned are also discussed. Finally, we discussed a typological aspect of Japanese which our discussion reveals.

Keywords: hearsay information, evidentiality, quotation form, assertion form